

改定の要因

- 現行計画の策定から概ね20年を迎え、**計画目標時期が到来**（概ね平成30年頃）
- 各種事業の進捗や**東日本大震災に係る復興事業等の整合性**
- **都市を取り巻く社会情勢の変化**（急速な人口減少、超高齢社会の到来など）

本市の特色・強み

- 【ひと】
- ・ 仙台市に次ぐ東北第2位を誇る人口
 - ・ 高い自市内就業・通学率
 - ・ 市民の高い共創意識
- 【まち】
- ・ 広域多核型の都市構造
 - ・ 浜通り地方最大の都市活動拠点
 - ・ 恵まれた広域交通ネットワーク
 - ・ 豊かな自然環境と美しい海岸景観資源
 - ・ 数多く残る歴史遺産や産業遺構
- 【しごと】
- ・ 東北地方有数の工業集積地
 - ・ 地域産業を支える重要港湾小名浜港
 - ・ 多彩な観光資源と県内有数の観光交流人口

都市づくりの課題

- 【ひと】
- ・ 市街地内の人口密度の維持
 - ・ 中山間地域の集落コミュニティの維持
 - ・ 若い世代の流出抑制
- 【まち】
- ・ 市街地の空洞化抑制
 - ・ 持続可能な公共交通ネットワークの構築
 - ・ 過度に車に頼らない日常生活の確保
 - ・ 公共施設の維持・再編
 - ・ 環境負荷の低減
- 【しごと】
- ・ 農林水産業の活性化
 - ・ 第二次、第三次産業の活性化

策定（改定）の視点

- ① **「コンパクト・プラス・ネットワーク形成に向けたまちづくり」**
 - ▶ 多極ネットワーク型コンパクトシティ形成と成長戦略を持った計画づくり
- ② **「安全・安心で防災性の高いまちづくり」**
 - ▶ 東日本大震災の経験等を踏まえた災害に強い都市形成

都市づくりの基本理念

「未来に誇れる都市への挑戦」
人とまちが輝く煌めきある都市

- I：時代環境に合わせた都市構造の改革**
人口減少や少子高齢化による社会構造の変化、情報化や技術革新などによる産業構造の変化など、時代環境の変化に対応し、都市の構造や環境のあり方を柔軟に変えていく。
- II：多様な地域資源・人材の活用**
海、まち、山にわたる広大な市域の多様な環境特性、各地区の特色ある歴史文化・地域資源や多様な人材を活かしていく。
- III：都市環境の質的向上**
暮らしや産業活動の場としての都市環境の質的向上に重点を置いて、安全でコンパクトな市街地形成やそこでの新たな産業の立地誘導を図る取り組みに挑戦する。
- IV：俯瞰的な視野の拡大と交流促進**
浜通り北部や中通りのほか、関東から東北にわたる太平洋ライン、日本海に達する磐越ラインなどを見通す俯瞰的な視野を持ち、市外との交流を広げていく。
- V：共創による都市づくり**
都市としての魅力、誇りを高めるために、市民総活躍を基本に、行政とともに、市民、民間事業者等が役割を分担し合い、それぞれの立場で、「共創」の姿勢で都市力を高める行動を進める。

都市づくりの基本方針

※ 基本理念・将来都市像等を踏まえ7つの方針を設定

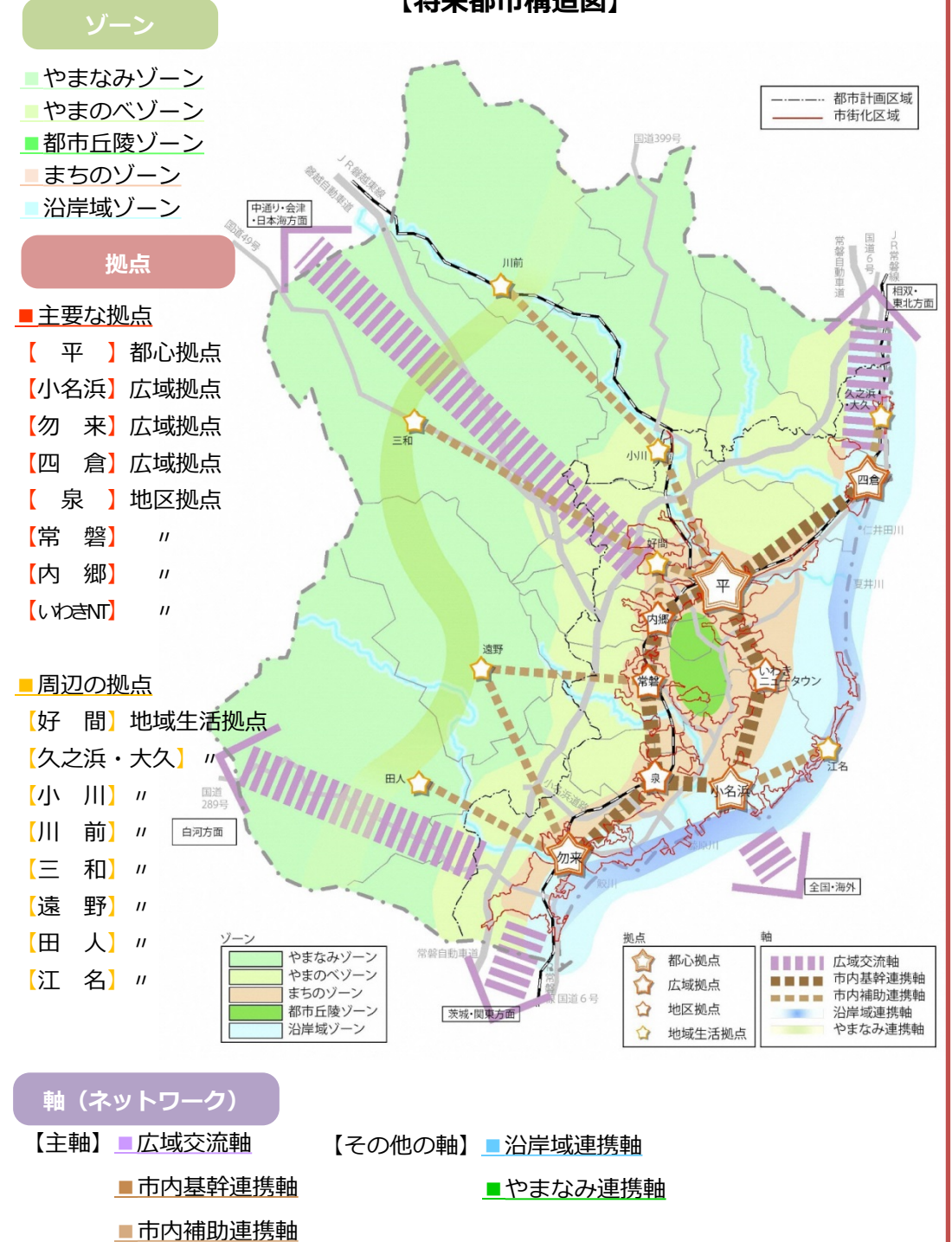
- 【都市機能】
- 方針Ⅰ **都市機能の立地集積による拠点性・求心力の向上**
- 【都市の魅力】
- 方針Ⅱ **質の高い都市の形成**
- 【インフラ】
- 方針Ⅲ **都市運営の効率化と交通ネットワークの強化**
- 【土地利用】
- 方針Ⅳ **資源の循環を利活用した持続可能な都市の形成**
- 【安全・安心】
- 方針Ⅴ **東日本大震災の経験を活かした安全・安心な都市の形成**
- 【産業】
- 方針Ⅵ **産業活動が活発に展開可能な都市の形成**
- 【自然環境】
- 方針Ⅶ **緑豊かな自然環境の保全・形成**

将来都市像・将来都市構造

<< ネットワーク型コンパクトシティ Iwaki >>

- ☆ 平や小名浜、勿来、四倉などの**主要な拠点**と、**周辺の拠点**において、**機能の集約化・効率化**が図られる**拠点性の高い**、**持続可能な都市運営**を実現する。
- ☆ 本市は、**海・まち・山に輝く複数の拠点**が**連携し**、**有機的な軸**で**結ばれること**で、**永き未来にわたり輝き続けるネットワーク型コンパクトシティ**を構築する。

【将来都市構造図】



部門別構想の概要（分野別の基本的な考え方）

部門別構想は、全体構想で掲げた基本理念や将来都市像、都市づくりの基本方針を実現していくために必要な土地利用、都市施設整備をはじめとする各種施策の方針を各部門ごとに示すもの。

4-1 土地利用の方針

1. 土地利用の基本方針（※市全体としての方針）

1) 市街地のコンパクト化を促進

- 市街地においては、今後の急速な人口減少、超高齢社会に対応するため、一定の人口密度の維持及び都市機能の集約により、インフラ等への投資効率の低下を抑制する。
- 良好な都市環境の維持・形成を図るため「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を進める。
- コンパクト化に合わせて、将来の人口規模等に応じた適正な区域区分の見直しに取り組む。

2) 地域特性に応じた土地利用を促進

- 市街地においては、社会情勢の動向等を踏まえ、住宅地、商業地、工業・業務地等の適正な土地利用に努める。
- 各地域の特性に合わせた地区計画の指定や必要に応じた用途地域の変更など、土地利用制限の見直しに取り組む。

3) 自然・田園環境の保全・活用

- 中山間地域は、環境保全や水源涵養などの役割を持つ山林や河川、海岸といった本市の恵まれた資源を有することから、積極的な保全を図り、治水や利水と調和した水に親しむ空間形成など、自然と親しめる環境づくりに取り組むとともに、当該地域への移住・定住の促進を図り、コミュニティの維持に努める。
- 農地・森林は、さらなる地域の振興や発展を目指し、再生可能エネルギー等と調和を図りながら良好な田園環境の維持・形成を図る。
- 中山間地域の拠点性の向上かつセーフティーネットの観点から、必要に応じて、近隣集落との連携を図りながら日常生活サービス施設、行政施設等の集約化を検討する。

4) ゆとりある都市空間の形成

- 今後、急速に増加することが予測されている空き地・空き家の適切な対応に努める。
- 市街地部においては、敷地の集約化や緑化等により、全世代が快適に生活できる環境を備えたゆとりある都市空間の形成に努める。
- 郊外部の市街化区域農地は、周辺の土地利用状況や営農状況等を踏まえ、生産緑地制度の導入や田園住居地域等の指定により、その保全に努める。

ゾーン

2. ゾーン別土地利用の方針

1) やまなみゾーン

- 森林資源の活用に向けた事業活動の促進や適切な保全を行い、森林景観の維持に努めるとともに、自然とのふれあいや交流、レクリエーション等の場としての活用を図る。
- 生活を支えるインフラの維持や防災対策、通信ネットワーク基盤の整備促進等により、安全で快適な生活環境の確保を図る。

2) やまのベゾーン

- 原則として、大規模な住宅団地や工業・流通施設等の開発は抑制するとともに、「やまなみゾーン」同様に生活を支えるインフラの維持や防災対策等に努める。
- 農業生産や自然と共生した生活の場として田園や里山の環境の維持に努めるとともに、農用地区域等を中心に農地の保全を図る。
- 市街化区域に隣接し、計画的な市街地整備を完了した区域等については、市街化区域への編入を検討する。

3) 都市丘陵ゾーン

- 市街地に近接した身近な緑の空間として将来にわたって保全・活用できるよう、新たな住宅団地や工業・流通施設等の都市的な開発は抑制する。
- 21世紀の森公園のエリアは、スポーツ・レクリエーション活動等の広域的な拠点として、その環境の維持に努める。

4) まちのゾーン

- 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を図る施策を展開し、多くの世代が便利で快適に生活できる良好な居住環境の形成を進める。
- 住宅の防災・防犯性確保やバリアフリー化など、良好な住宅ストック形成、住宅の流通・住替えの促進等による住宅市場の活性化、空き地や空き家への対策を進める。
- 空き家の増加を抑制するため、利活用可能な空き家の流通・活用を図るとともに、管理不全な空き家の解消に向けた取り組みを進める。
- 本市経済を支える工場・流通施設等は、市街地外縁部や港湾隣接部、工業団地等の広域交通軸を活用しやすい地域に立地を誘導する。

5) 沿岸域ゾーン

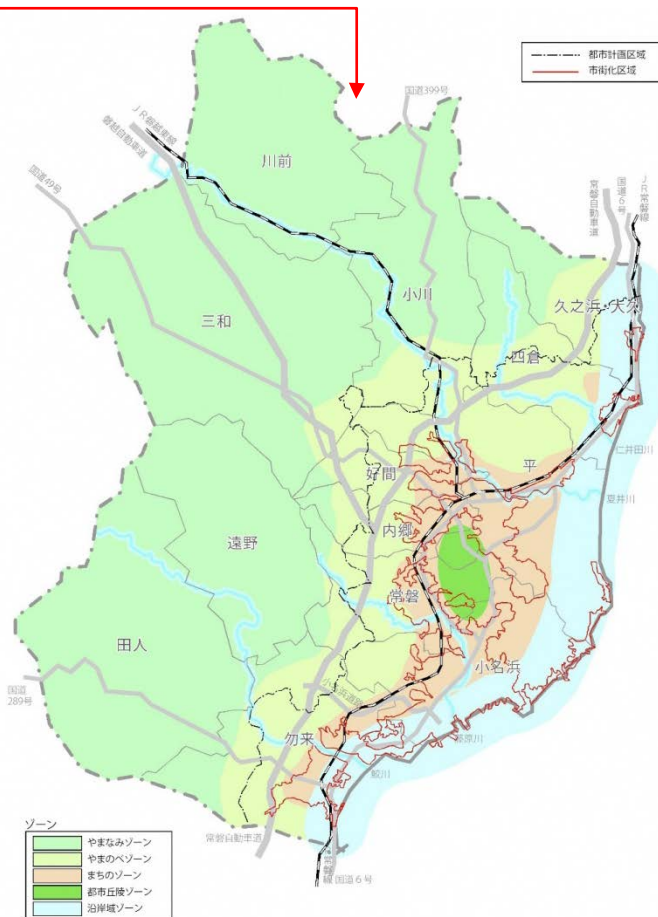
- 津波に対する備えを進めつつ、本市の恵まれた美しい海岸線の環境や観光資源の維持・保全を図るほか、景観にも配慮した適切な土地利用を進める。
- 港湾・流通機能との連携に配慮した産業活動が展開できるよう、適切な土地利用に努める。

3. ゾーン別・利用区分別土地利用の基本的な考え方

表 土地利用区分と「ゾーン」の関係、および利用区分別土地利用毎の方向性

土地利用区分	やまなみゾーン	やまのベゾーン	都市丘陵ゾーン	まちのゾーン	沿岸域ゾーン	土地利用の方向性
都市魅力区域				◎	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の中心性、拠点性の維持・向上と魅力の創出のため、居住機能との調和・共存のもとに、商業・業務施設や文化・交流施設等の集積を図る。 ● 居住機能は、様々なニーズに対応し良好なコミュニティが形成されるよう集積を図る。 ● 防災機能の充実により安全・安心な市街地の形成を図る。
都市活力区域				◎	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業生産や流通拠点機能が円滑に展開できるように、広域交通軸周辺への立地誘導や土地の有効活用、安全確保等に努める。 ● 住宅地と工場が隣接する住工混在地区では、周辺の居住環境に配慮しながら土地利用を図る。
農山村生活区域	○	◎		○		<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の保全や生産基盤の充実、地区特性に応じた集落の居住環境の整備に努め、自然と調和した環境の形成を図る。
生活森林区域	○	◎		○		<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地及び農村集落と周辺の自然との緩衝地として、大規模な土地改変を伴う開発行為の抑制を基本とし、里山空間の保全と適正な管理を図る。
森林交流区域			○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地に近接する公園や山林、防災緑地などは、市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場、防災拠点となる空間の確保や適切な維持管理に努める。
森林保全・育成区域	◎	○				<ul style="list-style-type: none"> ● 国土保全、水源涵養など多様な機能を持つ山林は、原則として開発を規制しつつ適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然体験や交流の場としての活用、景観の維持向上等に努める。

※ ◎：主に重なるゾーンと区域、○：一部で重なるゾーンと区域



【将来都市構造図におけるゾーン】

全体構想に掲げた将来都市構造を具現化するための土地利用の方向性



【土地利用方針図（総合土地利用基本計画と整合）】

「第二次いわき市都市計画マスタープラン」 部門別構想（案）の概要について

部門別構想の概要（分野別の基本的な考え方）

4-2 都市施設の方針

1. 交通施設の方針

1) 幹線道路ネットワークの形成

- 今後急速に進む人口減少や超高齢社会の到来を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行いながら、計画的な都市計画道路の整備を進める。
- 道路種別（広域幹線道路、市内幹線道路、補助幹線道路）毎の方針に基づき、将来都市構造の実現を図る幹線道路、生活道路等のネットワーク形成に取り組むとともに、適切な維持管理に努める。

2) 生活道路における道路空間の確保

- 生活環境の利便性や安全性の確保と交通の円滑化等に留意するとともに、各地域の特性に応じた道路空間の確保に努める。

3) 歩行者・自転車交通空間の充実

- 市街地の幹線道路や主要な生活道路では、歩道の整備により、特に高齢者や障がい者、子どもの安全な通行に配慮した歩行者、自転車空間の確保を進めるとともに、各「拠点」市街地内では、中心市街地における安全性確保のため、歩道空間のネットワーク化に努め、回遊性の向上を図る。また、これらの空間形成においては、道路緑化やモールとしての整備など、歩きたくする魅力を備えた道路空間づくりに努める。
- 主な「拠点」市街地におけるシンボル道路の形成を図るとともに、健康増進や観光レクリエーションの観点から自転車利用ニーズに応える道路空間の形成や観光拠点施設周辺等での自転車走行環境向上等、自転車道路網の形成を図る。

4) 公共交通の活用

- 鉄道やバスの利便性・速達性等の向上や、公共交通を補完するカーシェアリング、シェアサイクリングなどの充実を図り、すべての人が安心して、なおかつ、分かりやすく利便性の高い公共交通環境づくりに努めるとともに、自転車利用の促進に向けた自転車道路網の形成を図り、過度に自動車に頼らないライフスタイルへの転換を進める。
- 公共交通空白地域における乗合タクシーやデマンド型交通の運行など、地域性に合わせた公共交通システムのあり方の検討、実践に努めるとともに、LRT・BRTなどの新たな交通手段の導入に向けた検討や、自動運転をはじめとする新たな技術の活用、さらには、ICTを活用した交通のクラウド化を進め、鉄道やバス、タクシー等の交通サービス間のシームレス化による利便性の向上など、交通手段の多様化に取り組む。

3) 駅前広場・駐車場等の整備と活用

- 市街地での人の集散の核となる空間、自動車交通と徒歩による回遊の接点となる空間として、駅前広場、駐車場・駐輪場の機能の充実を図る。

2. 公園・緑地の方針

- 公園・緑地の適正な配置と整備を図るとともに、防災にも配慮した緑のネットワーク化に努める。
- 市民、事業所、行政が一体となって、都市の緑化に取り組み、緑のまちづくりを推進する。

3. 上下水道・河川の方針

1) 上水道の整備

- 市民生活や経済活動を支える社会基盤の重要な柱のひとつとして、安全でおいしい水道水の安定的な供給に努める。
- 今後の人口減少等に伴う給水量の増減を踏まえながら、老朽化した水道施設の更新や維持管理、耐震化を計画的に進め、災害に強い水道施設の整備に努める。

2) 下水道等の整備

- 市内の生活排水処理は、公共下水道、農業集落排水処理施設、地域汚水処理施設及び合併処理浄化槽による地域により使い分け、生活排水処理率を早期に100%にすることを旨とする。
- 施設の適正な維持管理により、持続可能な生活排水処理施設を構築し、衛生環境の維持を図る。
- 公共下水道事業計画区域については、現事業計画区域の整備を進めるとともに、社会情勢の変化を踏まえ都市計画に定める区域の見直しを行う。
- 内水浸水対策のため、排水路やポンプ場等の整備と適正な維持管理を図る。
- 公共下水道事業計画区域に定める予定処理区域等に含まれない区域では、合併処理浄化槽の普及を促進する。

2) 河川の整備

- 市内で大きく4水系からなる河川（夏井川、鮫川、藤原川、仁井田川）や準用河川については、市民の生活や産業活動を支える自然基盤として、水との共生、良好な水環境の形成を図るため、治水、利水、親水の各側面から、必要な整備や管理に努める。

4. 港湾・漁港の方針

- 重要港湾小名浜港は、港湾背後の工場群を支え、国際国内物流の拠点をなす重要な社会基盤であると同時に本市を特徴づける観光資源でもあることから、国や港湾管理者である県と協働でその機能の強化を進める。東日本大震災で大きな被害を受けた市内の漁港の復興と機能整備を進める。
- 港湾・漁港は、人と海との接点であり、本市の恵まれた資源の一つであることから、引き続き震災復興に取り組むとともに、観光レクリエーション機能の充実をはじめ、その機能の活用を図る。

5. その他の都市施設の方針

1) ごみ処理施設・火葬場等の整備

- 市民生活や都市活動に不可欠で都市の衛生維持に寄与する都市施設について、計画的な維持管理や体制づくりを進める。
- その他の都市施設についても、今後の急速な人口減少や超高齢社会の到来を踏まえ、必要に応じ、見直しに取り組む。

2) 通信ネットワーク基盤の整備

- 通信基盤が脆弱な地域については、電気通信事業者への整備の働きかけや必要な支援等を行い、その充実を図る。

4-3 都市環境の方針

1. 環境の保全・形成の方針

1) 田園・自然環境の保全

- 山林や河川、海岸等の自然環境は、人々の生活に様々な恵みをもたらす、大気の浄化や水と緑の景観提供など、かけがえのない多様な役割を果たしていることから、生態系・生物多様性の維持や防災機能の確保の観点からも、その自然環境は最大限保全し、次世代に継承していく。
- 大きな4水系からなる河川をはじめとする恵まれた河川流域の特性を踏まえ、上、中、下流部を通し水の恵みを得る人々が適正な役割分担のもと水環境の保全を図る。

2) 持続可能な都市環境の形成

- 温室効果ガスの排出が少ない「低炭素社会」を目指した取り組みや、省エネルギー対策、再生可能エネルギー利用の推進等により、環境への負荷が少ない持続可能な都市環境の形成を図る。
- ごみの発生抑制に関する周知啓発など、ごみの減量化・資源化や適正処理等の推進を図る。

2. 都市景観の向上の方針

- 豊かな自然環境や良好な住宅地、歴史的背景などの景観資源と地域の特性を活かした居住環境の形成を図る。
- 市民・事業者・行政などすべての人々がそれぞれの立場で役割を果たし、協力して取り組むことで、海・まち・山に輝く魅力ある都市景観の形成を図る。

3. 人にやさしい都市づくりの方針

- 今後、急速な人口減少や超高齢社会の到来により、高齢者が暮らしやすい都市環境づくりの重要性が高まると同時に、若い世代が市内で学び、働き、楽しみ、子育てをすることなどにおいても安心して便利な都市環境が求められる。
- この観点から、保健・医療・福祉施設等を利用しやすい都市づくりや、すべての人が暮らしやすい都市づくりなどへの取り組みを積極的に進める。

4. 文化性豊かな都市づくりの方針

- 文化・歴史、教育、スポーツ・レクリエーション等の各既存施設については、文化性豊かな都市づくりを進める上での貴重な資源として有効に活用するとともに、今後の急速な人口減少等を踏まえ、適切な維持管理や適正配置に努める。
- 全国規模の大会・イベント誘致などを見据えた、スポーツ文化等の振興にかかわる新たな拠点機能の整備を図る。

4-4 都市防災の方針

都市防災の基本的な方針

- さまざまな自然災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市基盤施設の整備、建築物の耐震・不燃化の促進、土砂災害や洪水への対策などにより、都市防災力の強化を図る。
- 市民のまちづくり活動に対して、防災まちづくり情報の提供等の支援を行い、官民一体となった災害に強い都市基盤づくりを進める。
- 「津波ハザードマップ」や「河川洪水ハザードマップ」等の作成・配布により、避難行動や災害の発生の危険性が高い地域についての市民への周知を図るとともに、緊急時の情報収集・伝達手段の確保、避難誘導サインと誘導体制の整備等に努める。

今回の第二次計画において、新たに追加



市地域防災交流センター久之浜・大久ふれあい館（津波避難ビル）

※都市防災の方針では、「1)都市防災力の強化」、「2)土砂災害対策及び治水の推進」、「3)津波対策」、「4)防災拠点機能の強化」、「5)避難場所の確保」、「6)防犯対策」の観点から取り組む内容について記述。

「第二次いわき市都市計画マスタープラン」 地域別構想（案）の概要について

地域別構想の概要（地域区分及び基本目標の考え方）

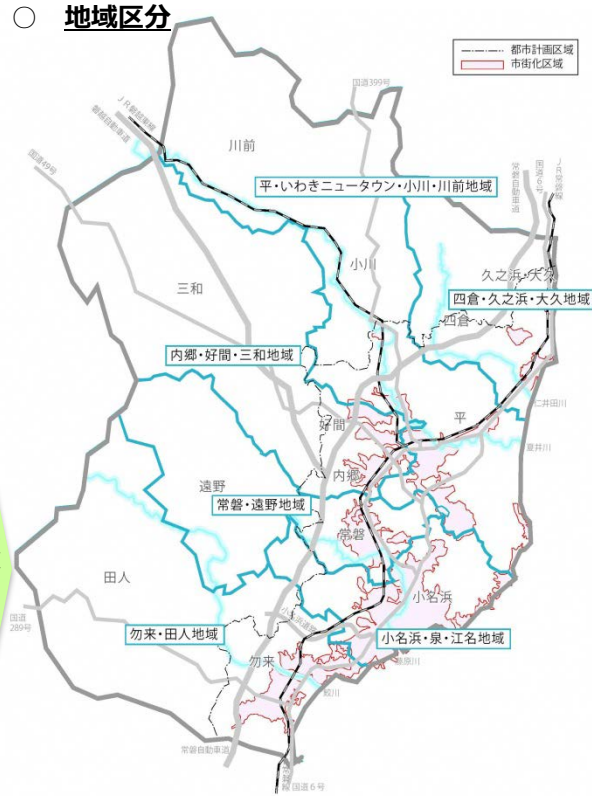
地域別構想は、地域固有のまちづくり方針を示すとともに、全体構想と有機的に関連しながら、**全体構想に示された内容の詳細を示すもの**。

また、地域別構想は、市民に身近な地域の将来像を示すとともに、地域にかかわる都市づくりの方針を総合的・横断的に示している。

地域区分設定の3つのポイント

- ①市民の生活圏
- ②行政管轄区域
- ③河川流域圏

環境共生の考え方から、河川の上下流を一体に捉える視点は持ち続けながらも、人口減少・超高齢社会への対応が不可欠な状況を考慮し、**日常生活圏や高齢福祉等の観点や、目指す都市構造における拠点（核）と軸（ネットワーク）も踏まえ設定**



○ **各地域区分の設定と地域の基本目標等について** 注) 人口は基準推計値であり目標値ではない

① 平・いわきニュータウン・小川・川前地域【将来（2040年）人口：約7.9万人】

- **地域づくりの目標**
山・川・海の豊かな自然環境を背景に都心としての誇り高い都市づくりを目指す。

- **地域づくりの方針（概要）**
 - ・ 平地区の中心市街地は、いわき都市圏の都市拠点として求心力の高い高次の都市機能の集積を図る。
 - ・ いわきニュータウンは、日常生活を支える商業的土地利用の維持に努める。
 - ・ 小川郷や川前駅、いわきの里鬼ヶ城を拠点として、地域のコミュニティづくりや生活・行政機能の複合化等に取り組み、拠点機能の強化に努める。
 - ・ 幹線道路等の改良整備、地域の実情に見合った最適な交通体系に向けた取り組みを展開する。
 - ・ 都市景観・環境の魅力創出に向けた取り組みの推進、並びに良好な居住環境の維持に努める。
 - ・ 水源涵養機能確保や土砂災害防止等の都市防災力の機能向上に向けた取り組みを進める。

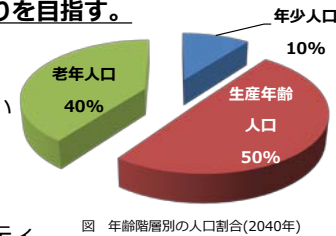


図 年齢階層別の人口割合(2040年)

② 小名浜・泉・江名地域【将来（2040年）人口：約6.2万人】

- **地域づくりの目標**
賑わい溢れる港湾都市としての魅力向上に挑戦し続ける都市づくりを目指す。

- **地域づくりの方針（概要）**
 - ・ 小名浜や泉、鹿島街道沿線は、日常生活を支える商業的土地利用の維持に努める。特に小名浜港背後地周辺については、内外からの集客を図る魅力ある商業空間の形成を進め、都市の魅力向上を図る。
 - ・ 小名浜港背後の臨海工業団地においては、製造業やエネルギー産業等を中心とした、本市経済を牽引する事業所の立地誘導を進める。
 - ・ 小名浜道路を含む幹線道路等の整備や改良、地域の実情に見合った最適な交通体系に向けた取り組みを展開する。
 - ・ 都市景観・環境の魅力創出に向けた取り組みの推進、並びに良好な居住環境の維持に努める。
 - ・ 江名や中之作などの美しい海岸環境に隣接する良好な港町の景観の維持に努める。

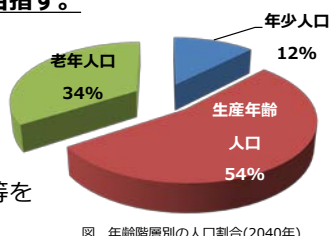


図 年齢階層別の人口割合(2040年)

③ 勿来・田人地域【将来（2040年）人口：約3.2万人】

- **地域づくりの目標**
雄大な緑を背景に製造・エネルギー産業等を担う南部の拠点都市として躍進し続ける都市づくりを目指す。

- **地域づくりの方針（概要）**
 - ・ 植田、錦、窪田は、日常生活を支える商業的土地利用の維持に努める。
 - ・ 錦などの工業団地においては、製造業等を中心とした、本市経済を牽引する事業所の立地誘導を進めるとともに、小浜においては、エネルギー産業を牽引する適正な土地利用に努める。
 - ・ 幹線道路等の改良整備、地域の実情に見合った最適な交通体系に向けた取り組みを展開する。
 - ・ 都市景観・環境の魅力創出に向けた取り組みの推進、並びに良好な居住環境の維持に努める。
 - ・ 田人などの市街地外においては、田人おふくろの宿や廃校跡地、空き家等を活用した生活拠点機能の強化や新たな地域の産業創出につながる取り組みを進める。

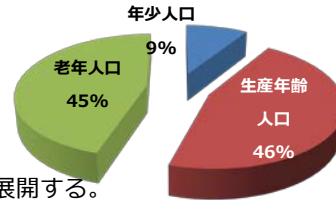


図 年齢階層別の人口割合(2040年)

④ 常磐・遠野地域【将来（2040年）人口：約2.5万人】

- **地域づくりの目標**
温泉をはじめとする多彩な観光資源とスポーツ、豊かな自然環境に育まれた都市づくりを目指す。

- **地域づくりの方針（概要）**
 - ・ 湯本や旧国道6号沿線では、日常生活を支える商業的土地利用の維持に努める。
 - ・ 湯本市街地においては、市内外からの集客を図る魅力ある観光都市としての形成を図るホテル・旅館や物販、飲食店等の土地利用を誘導する。また、合わせて、市民の健康維持を支えるスポーツ振興との連携を図る。
 - ・ 常磐鹿島工業団地を中心とした工業団地においては、製造業を中心とした、本市の経済を牽引する事業所の立地誘導を図る。
 - ・ 幹線道路等の改良整備、地域の実情に見合った最適な交通体系に向けた取り組みを展開する。
 - ・ 湯本温泉街らしい都市景観・環境の魅力創出に向けた取り組みの推進、並びに良好な居住環境の維持に努める。
 - ・ 遠野地域の生活を支える商店街や支所を中心として、当該地域の生活・行政機能を維持するため、空き家や空き地等への対策を進める。

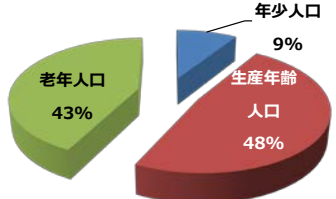


図 年齢階層別の人口割合(2040年)

⑤ 内郷・好間・三和地域【将来（2040年）人口：約2.5万人】

- **地域づくりの目標**
豊かな森林環境を背景に市民の“健康”と“雇用”を支える活力ある都市づくりを目指す。

- **地域づくりの方針（概要）**
 - ・ 内郷や好間においては、日常生活を支える商業的土地利用の維持に努める。
 - ・ 内郷においては、内郷駅からいわき市医療センター、保健福祉センターにかけてのエリアに商業・交流・医療・福祉関連等の施設の立地集積を誘導するとともに、白水阿弥陀堂など歴史文化・観光の拠点地区の環境整備を図る。
 - ・ 好間中核工業団地を中心とした工業団地においては、製造業を中心とした本市経済を牽引する事業所の立地誘導を図るとともに、当該団地への従業員の公共交通手段を確保する取り組みを進める。
 - ・ 幹線道路等の改良整備、地域の実情に見合った最適な交通体系に向けた取り組みを展開する。
 - ・ 国宝建造物を有する地区としての都市景観・環境の魅力創出に向けた取り組みの推進、並びに良好な居住環境の維持に努める。
 - ・ 三和ふれあい館を中心に、地域の生活・行政機能の集積を図り、当該地域の日常生活を支える土地利用を図る。

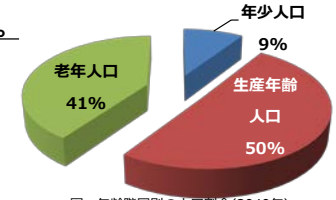


図 年齢階層別の人口割合(2040年)

⑥ 四倉・久之浜・大久地域【将来（2040年）人口：約1.1万人】

- **地域づくりの目標**
自然と活力にあふれた“海・まち・山に輝く”北部の拠点として発展する都市づくりを目指す。

- **地域づくりの方針（概要）**
 - ・ 四倉においては、日常生活を支える商業的土地利用の維持に努める。
 - ・ 四倉中核工業団地では、製造業等を中心とした本市経済を牽引する事業所の立地誘導を図るとともに、当該団地への従業員の公共交通手段を確保する取り組みを進める。
 - ・ 「道の駅よつくら港」を中心とする四倉港や久之浜港周辺においては、本市の北の玄関口として、観光交流人口の拡大や漁業の振興を図る土地利用に努める。
 - ・ 幹線道路等の改良整備、地域の実情に見合った最適な交通体系に向けた取り組みを展開する。
 - ・ 海竜の里センターや波立海岸などの地域資源を活用した観光振興につながる施策等の取り組みを推進する。
 - ・ 農業と観光・交流が融合した集客施設等を6次化産業等も含めた新たな場として、農業的土地利用を基本とした中での機能充実を促進する。

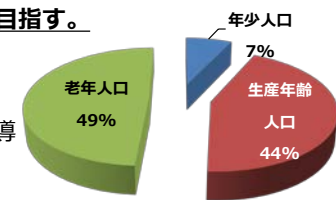


図 年齢階層別の人口割合(2040年)

現状・今後の見通し/本計画で解決を図る都市づくりの課題

解決を図る課題①
若い世代の流出抑制

- 市内の高校卒業後の進路状況では、毎年度、約2,000人（卒業生の6～7割）が市外に進学・就職している状況にある
- 他市に比べ10歳代後半から20代前半にかけての転出が多く、また、大学等の卒業後に多くの人に戻ってきていない状況にある
 - 若い世代の流出が続くことにより、今後、急速に進む超高齢社会を支えていくことが困難になることや、優良な労働力・人材が流出し続けることによる市内経済の活力低下などが懸念される
- 平成27年（2015年）→平成52年（2040年）の人口構成を比較すると、平成52年では、より一層、若年層の減少・高齢者層の増加が予想される
 - 今後、人口構成に占める高齢化率が更に増加するため、税等に係る若い世代の負担割合が高くなり、これまで以上に高齢者を支えていくことが困難になると懸念される

解決を図る課題②
過度に車に頼らない日常生活の確保

- 5市4町5村合併の経緯から広域多核型の都市であり、また、自動車交通を前提とした住宅地等の造成により、公共交通が利用しにくい都市構造となっている
- 基幹的公共交通路線（片道30本/日以上路線）の徒歩圏人口カバー率は22.9%であり、本市と同規模の30万都市平均（40%）と比べて、大幅に低い水準にある
- 本市の日常生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率は14.9%であり、本市と同規模の30万都市平均（30%）と比較して低い水準にある（自家用車がないと生活サービスを受けない状況）
 - 自家用車に過度に依存する都市構造については、非効率な都市活動や普段から歩く機会が少ないことによる健康への影響など、様々な面において悪影響を与えていくことが懸念される。

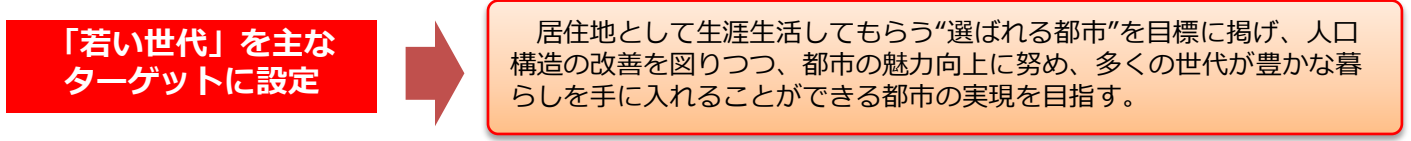
解決を図る課題③
第二次、第三次産業の活性化

- GDPは、東日本大震災前より平成23年（2011年）に減少したが、その後は、復興需要の影響により鉱業、建設業などの第二次産業で大きな伸びを示しているほか、好調な第二次産業の影響により第三次産業も好調な状況にある
- 一方で製造品出荷額等は、ピーク時の1兆円を割り込み、現在（2016年）は、9,144億円となっており、近年は緩やかな回復傾向にあるが、直近の平成28年では前年に比べ減少している
- 女性（25～39歳）の就業率については、県内平均や他市に比べて低い傾向にある
 - 復興需要の終息と生産年齢人口の減少により、市内GDP並びに市民所得が低下し、産業面での活力低下が懸念される
- 観光交流人口は、東日本大震災以前の約1,000万人/年に戻らず約800万人程度で推移している。宿泊客数についても同様に震災以前の水準に戻っていない状況にある
 - 今後、国全体の人口減少が進むことで、市内の観光交流人口も併せて減少し、サービス業を中心とした第三次産業の衰退等により、都市の魅力損失に繋がる懸念がある。

まちづくりの方針（ターゲット）

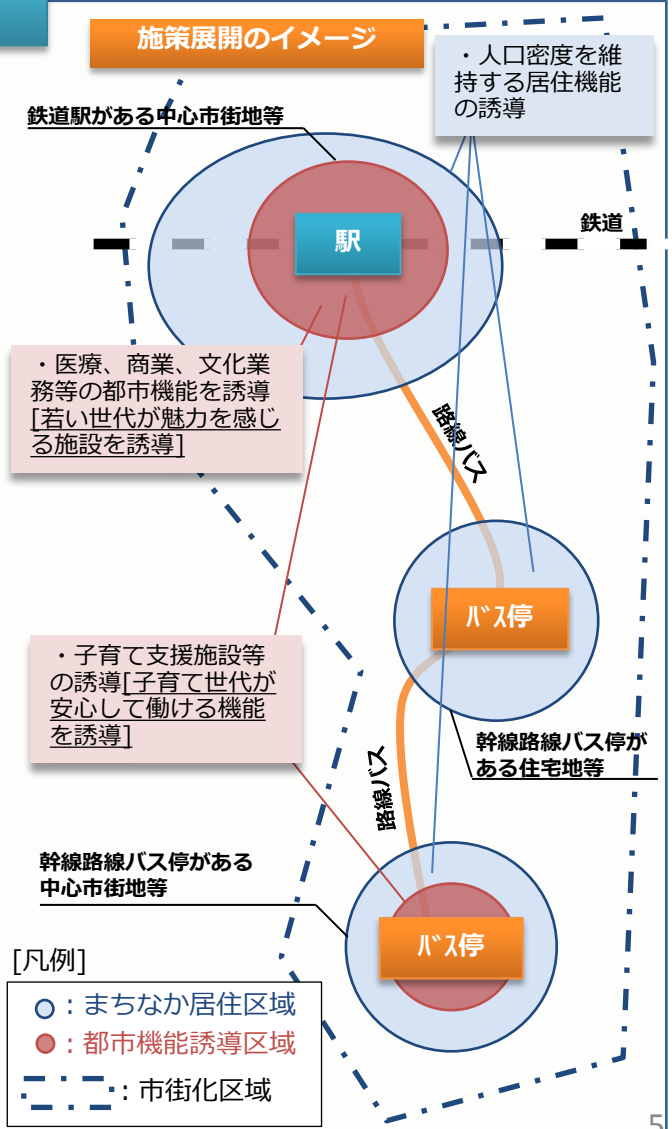
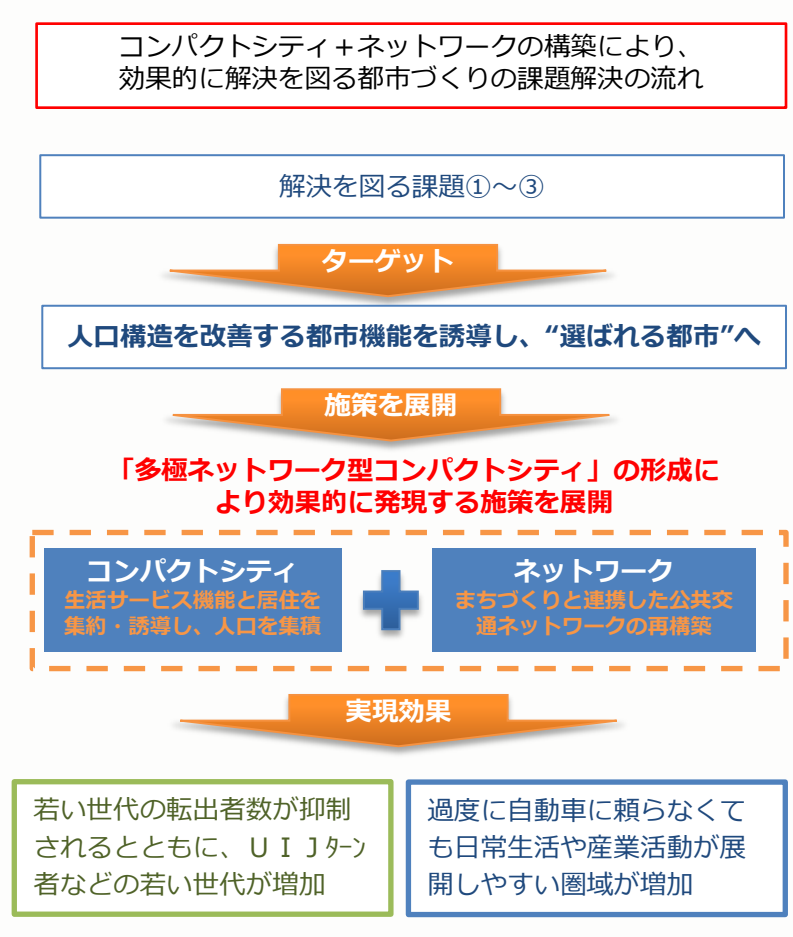
人口構造を改善する都市機能を誘導し、“選ばれる都市”へ

- ◆ 人口減少が避けられないなか、いわき市が将来にわたって都市運営が可能な都市として、都市間競争に勝ち・多くの人から居住地として選択される必要がある。
- ◆ そのため、人口構造の改善を図り、将来にわたりまちの活力を維持していくことを目的とし、若い世代を主なターゲットに設定している「いわき創生総合戦略」と連携し、本計画を総合戦略の土地利用版と捉え、若い世代を重点的な投資対象とし、本計画や関連する計画を用いて、市の施策や国の補助制度等を活用しながら、活発な民間投資を誘発していくことが重要である。
- ◆ 本市を支えていく若い世代を中心に、中年や高齢者にとっても暮らしやすい都市の実現が求められている。



※ ターゲットは、誰を対象に（例えば高齢者なのか子育て世代なのか）、何を実現するか・変えるか（健康寿命を○年延ばす、子育て世代の人口を何%増やす）という、「対象」と「目的」のこと。出典：「立地適正化計画作成の手引（国交省都市局都市計画課 平成28年4月11日改訂）」

立地適正化計画により実現が図られること



誘導方針、誘導区域設定方針について

誘導方針

【誘導方針の基本的な考え方】

- 立地適正化計画において設定した課題の解決のため、都市機能誘導区域への国や市の支援措置等の活用により、誘導施設の誘導を推進する。
- また、まちなか居住区域においても同様に、市の支援措置等を活用しながら、居住の誘導を推進する。

■解決を図る課題① 若い世代の流出抑制

- 若い世代の転出者数を抑制し、UIターン者などの若い世代の人口増加を図る施策を展開する。

■解決を図る課題② 過度に車に頼らない日常生活の確保

- 過度に自家用車等に頼らなくても日常生活や産業活動が展開しやすい圏域の増加を図る施策を展開する。

■解決を図る課題③ 第二次、第三次産業の活性化

- 若い世代が働きやすい環境を整備し、市内産業を支える労働力の確保や観光産業等の活性化を図る施策を展開する。

誘導区域設定方針

都市機能誘導区域の区域設定の考え方

- 誘導区域間や区域内の公共交通ネットワークの充実を図る観点から、第二次都市計画マスタープランにおいて、「主要な拠点」と位置付ける地区に設定する。
- 商業地域、近隣商業地域並びに当該地域に隣接する用途地域を基本とし、都市機能の集積状況を踏まえた区域に、過度な車依存とならないよう、各地区の中心施設（駅、バス停、支所等）から一般的な徒歩圏である概ね半径800m圏内に設定する。
- 平地区については、「中心市街地活性化基本計画」に基づきこれまでも拠点を形成してきたことから、当該計画区域を含める。
- 道路（未整備都市計画道路を含む）、鉄道、河川などの地形・地物、または、用途地域界で区分することを基本とする。

まちなか居住区域の区域設定の考え方

- 第二次都市計画マスタープランにおいて、「主要な拠点」並びに「生活拠点」と位置付ける地区で、「主要な拠点」並びに、これに連続し支所を有する地区（好間、錦）で、なおかつ、公共交通機関を有する区域
- 都市機能誘導区域（中心施設である駅又は支所）に徒歩、自転車等で容易にアクセスすることのできる範囲に下記要件、並びに人口密度を勘案し設定する。
 - 徒歩圏：0.6km（80m/分（一般的な徒歩速度）×10分（※1）=800m÷√2≒600m）
 - 自転車圏：1.4km（200m/分（一般的な自転車速度）×10分（※1）=2km÷√2≒1.4km）
 - バス：基幹的公共交通路線（ピーク時、1時間に3本以上を有する）となるバス停から概ね300m（※2）で設定
- まちなか居住区域に連続した土地区画整理事業地を含む
- 道路（未整備都市計画道路を含む）、鉄道、河川などの地形・地物、また、用途地域界で区分することを基本とする。

※1：市民意向調査（H29.9）の結果を踏まえ設定

※2：「都市構造の評価に関するハンドブック（H26.8）国交省都市局都市計画課」

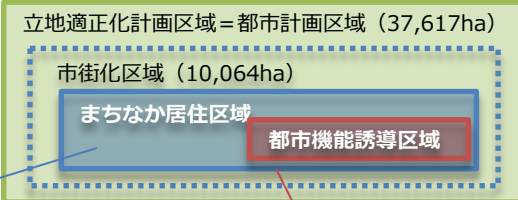
【誘導区域から除外する区域】

- 土砂災害等により甚大な被害を受ける危険性が高い区域※
- 工業系用途地域、地区計画により居住系用途の建築を制限する区域
なお、工業地域及び準工業地域については、住宅の立地状況や都市機能誘導区域へのアクセス等を勘案して設定する。
- ※ 災害危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波・河川洪水浸水想定区域（避難体制等を考慮する区域を除く）

誘導区域設定方針の考え方

- 誘導区域は、都市再生特別措置法、都市計画運用指針、立地適正化計画策定に係るQ&Aを参考に設定を検討。
- また、区域の設定にあたっては、都市づくりの課題解決に向けたまちづくりの方針（ターゲット）である「人口構造を改善する都市機能を誘導し、「選ばれる都市へ」」に基づき、主に若い世代をターゲットとした都市機能誘導施設の誘導を図ることを踏まえるとともに、本市の特色である広域多核型都市構造を最大限に活かした都市活動が行えるよう配慮する。

【立地適正化計画における誘導区域の位置付け】



まちなか居住区域を設定

公共交通ネットワークも考慮し、居住を誘導し人口密度を維持するエリア

- ◆ 居住の緩やかなコントロール（届出制度）
- ・ 区域外における一定規模以上の住宅開発について、届出、市による働きかけ

都市機能誘導区域を設定

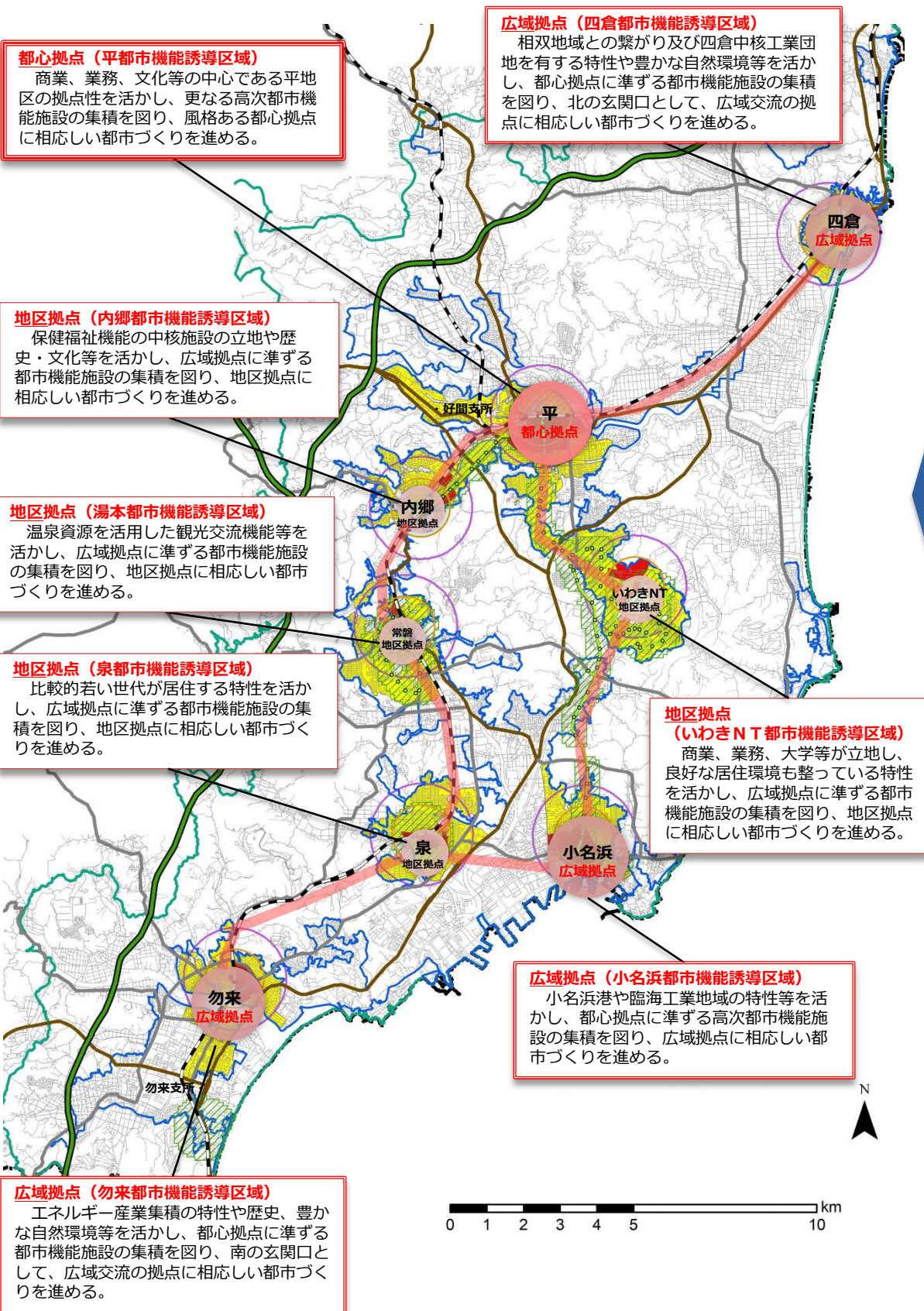
生活サービスを誘導するエリア（当該エリアに誘導する施設も設定）

- ◆ 都市機能の立地促進（国補助制度）
- ・ 誘導施設への税財政、金融上の支援
- ◆ 立地の穏やかなコントロール（届出制度）
- ・ 区域外における誘導したい機能の立地について、届出、市による働きかけ

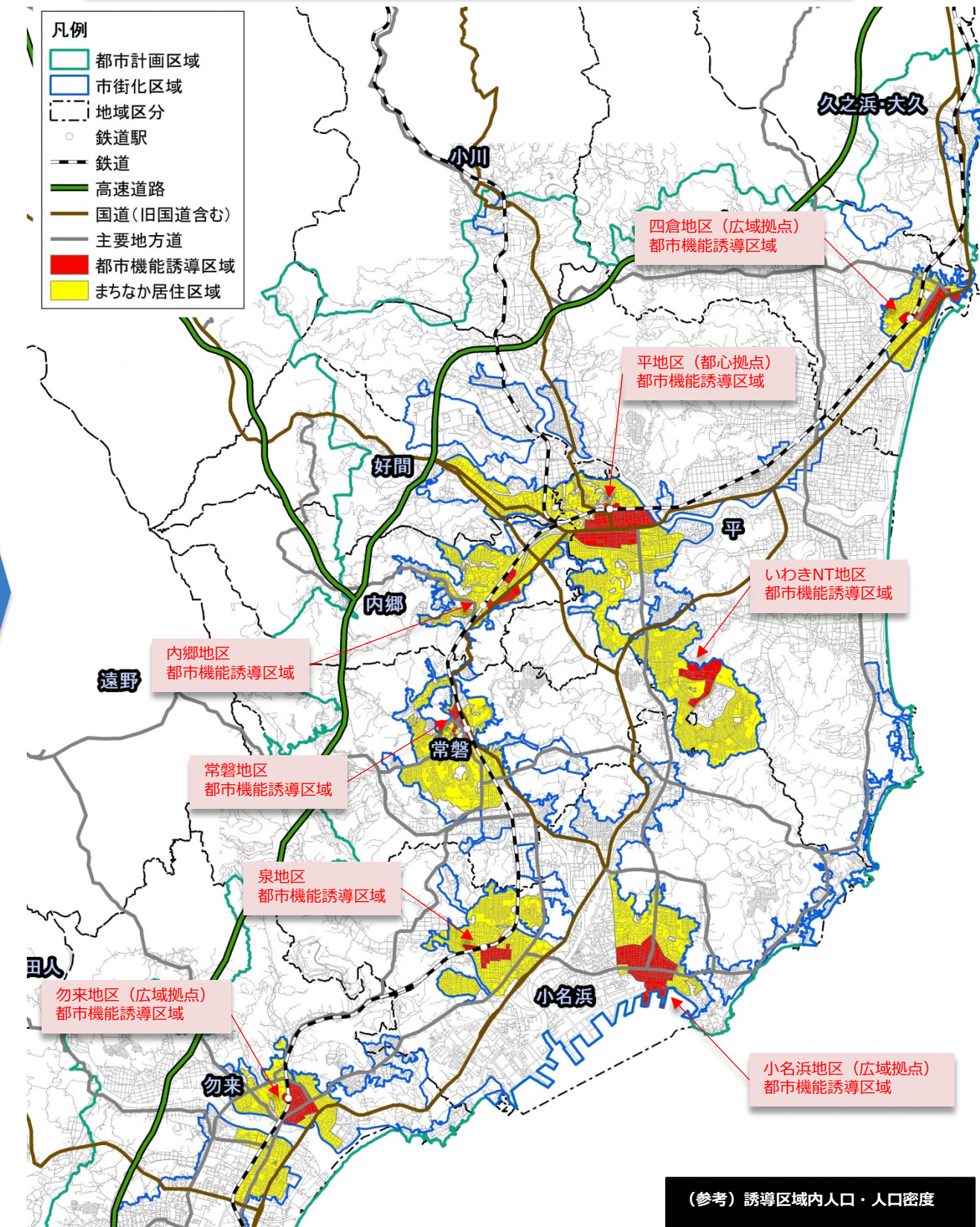
都市の骨格構造、誘導区域設定方針に基づく誘導区域案について

目指すべき都市の骨格構造

- 主要な拠点の拠点性を高めるとともに、拠点周辺に設定する居住誘導区域への誘導を図る。
- また、主要な拠点間は、利便性・速達性の高い公共交通によりネットワークを構築
広域多核型都市構造を活かしたコンパクトネットワーク都市が実現！



設定方針に基づく誘導区域



(参考) 誘導区域内人口・人口密度

区域名	面積 (ha)	市街化区域面積 (10,064ha) に対する割合	市街化区域面積 (工専地域を除く) (8,230ha) に対する割合	人口 (人) (2010年)	人口密度 (人/ha) (2010年)	人口 (人) (2015年)	人口密度 (人/ha) (2015年)	基準推計 (2040年)	
								人口 (人)	人口密度 (人/ha)
都市機能誘導区域	580.3	5.8%	7.1%	26,809	46.2	27,185	46.9	18,091	31.2
まちなか居住区域	4,079.6	40.5%	49.6%	167,119	41.0	174,296	42.7	118,858	29.1

誘導施設、誘導施策の方向性、目標値等について

都市機能誘導区域における誘導施設

【誘導施設設定の考え方】

- 誘導施設は、まちづくりの方針（ターゲット）を踏まえ、主に若い世代をターゲットに見据えた誘導施設を設定
 - ▶ 都市機能立地支援事業制度要綱に基づく中心拠点誘導施設並びに都市再生法に位置付ける誘導施設を設定。
- また、同制度において除外する誘導施設についても、まちづくりの方針と整合が図れる施設については、市が独自に設定。

都市機能	誘導施設の種類の	都市機能誘導区域								備考
		都心		広域			地区			
		平	小名浜	勿来	四倉	泉	常磐	内郷	N T いわき	
行政	国、県の合同庁舎又は事務所 本庁、支所、市民サービスセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	市役所の位置を定める条例、地方自治法第155条第1項、市政組織設置規則第37条
医療	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	医療法第1条の5、同法第4条第1項
	診療所（産科）	○	○	○	○	○	○	○	○	医療法第1条の5
	診療所（小児科）	○	○	○	○	○	○	○	○	医療法第1条の5
子育て	幼稚園	○	○	○	○	○	○	○	○	学校教育法第1条（業務系施設、共同住宅との複合施設等を想定）
	保育所	○	○	○	○	○	○	○	○	児童福祉法第7条（業務系施設、共同住宅との複合施設等を想定）
	認定こども園	○	○	○	○	○	○	○	○	認定こども園法第2条第6項（業務系施設、共同住宅との複合施設等を想定）
	放課後児童クラブ	○	○	○	○	○	○	○	○	児童福祉法第6条（業務系施設、共同住宅との複合施設等を想定）
教育	小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	学校教育法第1条
	専修学校	○								学校教育法第124条（専門課程を有する専修学校）
	短期大学、大学	○							○	学校教育法第1条
文化	図書**	○	○	○	○		○	○		図書館法第2条（図書館、図書室機能を有する公民館を含む）
	いわき芸術文化交流館、市民会館	○	○					○		地方自治法第244条の2第1項
	博物館	○								博物館法第2条第1項（登録博物館）及び同法第29条（博物館相当施設）
	複合型スポーツ施設									アスリート対応の競技場を想定
高齢福祉	サービス付き高齢者向け住宅	△	△	△	△	△	△	△	△	高齢者住まい法第5条
健康増進	健康増進施設（フィットネスジム等）	△	△							市民等の健康増進に資する施設（健康増進施設認定規定に基づく運動型健康増進施設）
商業	生鮮食品等を扱うスーパー等	○	○	○	○	○	○	○	○	・店舗面積：3,000㎡未満（D1E1D1A1F・個店を除く） ※チャレンジ店舗の賃貸に供する店舗を含む
	総合スーパー	○	○							店舗面積：3,000㎡以上
	宿泊施設（温泉旅館・ホテル）、コンベンション施設	△	△	△	△			△		・旅館業法第2条第2項 ・コンベンション施設の規模は、国際会議及び展示会等が開催可能な比較的大規模施設
	娯楽施設（総合アミューズメント施設）	△	△							複数の娯楽を提供する比較的大規模施設（延べ面積：3,000㎡以上）
事業所	業務施設等	△	△	△	△			△		・市内経済を牽引することが想定される事業所等（工場及び風俗営業法に規定する施設等を除く） ※事業所：日本国内の証券取引所に上場している企業の事務所 ※事業所等：創業から概ね7年以内の事業所（概ね10以上の企業）の賃貸に供する高機能オフィス

○：都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導施設 △：市が独自に設定する都市機能誘導施設

誘導施策の方向性

都市機能誘導区域内の誘導施策の方向性

- 特に若い世代（特に子育て世代）をターゲットとした誘導施設の誘導、並びに既存誘導施設の維持・確保の施設整備等の費用の一部の支援や誘導施設の容積率の緩和、並びに用途地域の変更等を検討するほか、誘導施設の立地に向けた誘致活動を展開する。
- 公共施設等総合管理計画との連携を図り、都市計画区域内における公共施設の統廃合の再編にあたっては、原則として、都市機能誘導区域への立地を検討する。
- 誘導区域間のアクセス性向上を図るため、公共交通の利便性や速達性の向上に資する施策の実施を検討する。
- 都市機能誘導区域内における観光産業等の活性化を図るため公有地等を活用し、公民連携による市街地再生整備を検討する。

まちなか居住区域内の誘導施策の方向性

- 人口密度維持に貢献する高度利用を図る共同住宅の建設にあたっては、地区の街並み等を配慮した上で都市計画に基づく容積率の緩和を検討するとともに、まちなか居住区域内の住宅の取得や転居費用等に対する支援を検討する。
- 区域内居住者の交通の利便性の向上を図るため、公共交通の利便性や速達性の向上を進めるほか、自家用車の「保有」から「利用」への転換を促すため、公共交通の補完的役割を担う「カーシェアリングステーション」や「シェアサイクルステーション」の立地誘導を検討するとともに、車道等においても良好な道路空間の創出に向けた整備を検討する。

市街化区域（まちなか居住区域外）の施策展開のあり方

- まちなか居住区域への居住誘導を図るため、届出制度の周知徹底を図り一定規模以上の新たな住宅の建築や住宅開発の抑制に努める。
- 市街化区域内農地については、周辺の土地利用状況や営農状況等を踏まえ、生産緑地制度の導入や田園住居地域の指定を検討する。
- 将来の土地利用状況を踏まえ、必要に応じて、居住調整地域の設定を検討する。

目標値（KPI）・効果

【目標値設定の考え方】

- 計画の進捗管理を行うため、誘導方針と整合した目標値を設定 ※目標年度は全て2040年

目標

- ひと
 - ・ 若い世代（15-39歳）の人口割合を改善
2040年の予測約40.1千人（17%）→約47.4千人（20%）に改善
- まち
 - ・ まちなか居住区域（都心拠点等）内の人口密度の維持
46人/ha（2010年）→46人/ha
 - ・ 公共交通利用者数（鉄道・バス）の維持
鉄道）約5.7百万人/年（2017年度）→5.7百万人/年
バス）約3.9百万人/年（2017年度）→3.9百万人/年
※鉄道は年間乗車人員、バスは年間輸送人員
- しごと
 - ・ 子育て世代（25-39歳 女性）の就業率を向上
約65%（2015年）→約70%
 - ・ 宿泊者数（観光交流人口）を向上
736,388人（2017）→約100万人
※目標値は5年毎に中間評価を行い、適宜見直しを行う。

効果

- ひと
 - ・ 若い世代の定住者数が増加することで、将来のいわき市を担う新たな人材が確保
- まち
 - ・ 人口密度が維持されることで、非効率な都市活動や生活サービス施設の不合理な撤退を抑制
 - ・ 過度な自家用車分担率が低減されるとともに、自家用車の保有台数が低減し、自家用車の保有による年間経費分を他の投資に振り替えることが可能となり、市内の経済が活性化
- しごと
 - ・ 女性の就業率が向上することで、新たな労働力を創出し、市内産業へ供給
 - ・ 市内宿泊者数（観光交流人口）の増加により、市内での消費額増加に伴うサービス業等の活性化